

工業蒲田

行 所 目 番 地
東 蒲 田 3 丁 10 番 地
電 区 2 0 5 2 組 合
話 田 工 業 協 同 人 員 会
機 編 輯 部 委 員 会
機 関 永 紙 編 刷 所
印 刷 所
東 京 都 中 央 区 新 富 町 丁 目 番 地
株 式 会 社 米 区 米 堂 2 丁 目 番 地

争議行為の正当性の の一般的基準

争議行為の正当性に関し、最高裁の判例もこの趣旨を明示論にもとづいて解決されるべきである。裁判所は「憲法は労働者に対して団結権、団体交渉権その他の団体行動権を保障すると共に、すべての国民に対して平等権、自由権、財産権等の基本的人権を保障しているであつて、これらももろもろの基本的な権利が、労働者の争議権無制限な行使の前に、このように排除されることを認めているのでなく、後者が前者に対して絶対的優位を有することを認めているのではない。むしろ、これらももろの一般的基本的権利と、労働者の権利との調和をこそ期待しているであつて、この調和を破らなことが、すなわち争議権の正当性の限界である」と判決しており

争議目的の正当性

争議行為が正当であるためには、労働組合法は「労働者がその目的が正当でなければならぬ。使用者との交渉において対等の立場にない。目的において正当性を欠く争議行為を促進することにより、労働者の地位を向上させること」を、同時に「正当であつても違法な争議行為の法的基本目的としてかけ、同時に



羽田沖にて

これを争議行為の目的の正当性を判断するに於いての基準として、さらに憲法第二八条の趣旨から各個の具体的な場合について判断することが必要である。

経済目的の争議

労働条件の維持改善を目的とする単純な経済的目的を内容とする争議行為が正当なものは、いかなる場合にも、目的および手段の両方からなされる。両者は具体的内容の争議行為において切り離して判断することはできないが、理解の便上この区別によつて考察しよう。

過大な要求を主張する争議行為

組合の要求する労働条件の内容が、その企業の現状からみて客観的に実現不可能であるような場合に、こうした要求をかけた争議行為に入ることが許されるかどうか。一般的には結局団体交渉の過程で合理的な妥協案を見出すことを予期し、このことだけで争議が不当となるものではない。

経営干渉の争議行為

労働条件の維持改善は、労働者の人事や経営等いわゆる経営権の内容となるべきものと密接な関連を持つ場合が少なくない。したがつて、経営参加とては経営協議会の設置を求め、或いは労働者の人事に関して労働組合の参加を要求し、このために争議行為の手段に訴えたとしても、それは労働者の地位の安定や、労働条件の維持向上に密接な関連をもち、これを不当視することはできない。

団結権確保のため の争議

労働者の団結を強固にし、或いは団結に対する侵害を排除することを目的とする場合にも、一般に違法な争議であると言える。

加害目的の争議

争議行為の目的が、相手方もしくは第三者をことさらに侵害することのみを目的として、或いは逸脱するものである。

争議方法の正当性

争議行為が正当であるためには、行つたとしても違法でない。その目的が正当であるほか、それを達成するためにとられる方法、即ち手段ないし態様が正当であることを要する。争議行為の手段、態様は複雑であり、その正当性の一般の基準を示すことは困難で、結局労働者に争議権を認められたの精神を具体的に実現するという観点から判断するほかはない。

○無通告の争議行為、投打スト
労働組合が争議行為しようとする場合の通告義務に関しては、争議行為が発生したときは直ちにその旨を労働委員会または都道府県知事に届出ることを要するが、これに使用者に対する関係においては、たとへば規定されていない。したがつて、投打ストについては、違法性が争われることになるが、元来、争議行為の通告は、労働組合の使用者に対する手続上の問題と解され、争議行為の正当性を決定するための要件をなす本質的なものではない。

○組合規約違反の争議行為
争議行為は労働者の団体の統一的、組織的な活動であるから、正当かどうかは争議行為全体について判断しなければならぬ。争議行為の中に生じた偶発的争議行為は、争議行為に参加した少数組合員の不法行為によつて、当然に全体としての争議行為が違法となるものではない。しかしながら、このような個別の違法行為が繰返され、全体としての争議行為に影響を及ぼすような場合は、争議行為そのものが違法とみられる。

○団体交渉を経ない争議行為
争議行為は原則として、団体交渉の行きつ戻りを打開するための非常手段の意思をもち、かつ、十分な団体交渉をすることなく、争議行為の手段に訴えることとは、争議権の濫用として違法とみなされる。しかし、かりに団体交渉を継続してみても、ついに自己の主張が容れられないことがはじめるから明らかな場合は、団体交渉を重ねることなく争議行為を

行つたとしても違法でない。その目的が正当であるほか、それを達成するためにとられる方法、即ち手段ないし態様が正当であることを要する。争議行為の手段、態様は複雑であり、その正当性の一般の基準を示すことは困難で、結局労働者に争議権を認められたの精神を具体的に実現するという観点から判断するほかはない。

○無通告の争議行為、投打スト
労働組合が争議行為しようとする場合の通告義務に関しては、争議行為が発生したときは直ちにその旨を労働委員会または都道府県知事に届出ることを要するが、これに使用者に対する関係においては、たとへば規定されていない。したがつて、投打ストについては、違法性が争われることになるが、元来、争議行為の通告は、労働組合の使用者に対する手続上の問題と解され、争議行為の正当性を決定するための要件をなす本質的なものではない。

○組合規約違反の争議行為
争議行為は労働者の団体の統一的、組織的な活動であるから、正当かどうかは争議行為全体について判断しなければならぬ。争議行為の中に生じた偶発的争議行為は、争議行為に参加した少数組合員の不法行為によつて、当然に全体としての争議行為が違法となるものではない。しかしながら、このような個別の違法行為が繰返され、全体としての争議行為に影響を及ぼすような場合は、争議行為そのものが違法とみられる。

○団体交渉を経ない争議行為
争議行為は原則として、団体交渉の行きつ戻りを打開するための非常手段の意思をもち、かつ、十分な団体交渉をすることなく、争議行為の手段に訴えることとは、争議権の濫用として違法とみなされる。しかし、かりに団体交渉を継続してみても、ついに自己の主張が容れられないことがはじめるから明らかな場合は、団体交渉を重ねることなく争議行為を

受けており、統制ある行為として行われていない場合、そこに団結意図が認められる場合には、組合規約が遵守されたか否かは組合内部の統制の問題はあつても、使用者に対する関係においては正当な争議行為であるとする見解がある。

○山猫スト
山猫ストとは、一部組合員または単一組合もしくは連合体の下部組織たる支部、分會などが、労働組合または上部組織の全体的な意思を無視し、組合規約大会の決議または執行機関の指令などに違反して行う争議行為で、統制違反の行動である。山猫ストは組合の組織強制的原理や労働組合法および労働関係調整法から、多々の判例において違法な争議行為であるとされている。

○組合活動と政治活動
元来、労働者の経済的地位の向上は、現在の社会においては政治問題と切り離して考えられず、またその社会的ないし政治的地位の向上と密接な関係を持つものであるから、労働者の経済的地位の向上に資するため、社会的ないし政治的主張を含めて、これを貫徹するために争議行為に訴えられたとしても、より正当な争議と言え(炭労の政策転換闘争の例が新しい)

しかし、政党(細胞)の名において行われる活動、組合の活動方針に反し、或いは組合の統制に服しない等、団結権と相容れない活動などは、正当な組合活動として認められない事例がほとんどである。(東京都労働局労政発表)

受けており、統制ある行為として行われていない場合、そこに団結意図が認められる場合には、組合規約が遵守されたか否かは組合内部の統制の問題はあつても、使用者に対する関係においては正当な争議行為であるとする見解がある。

○山猫スト
山猫ストとは、一部組合員または単一組合もしくは連合体の下部組織たる支部、分會などが、労働組合または上部組織の全体的な意思を無視し、組合規約大会の決議または執行機関の指令などに違反して行う争議行為で、統制違反の行動である。山猫ストは組合の組織強制的原理や労働組合法および労働関係調整法から、多々の判例において違法な争議行為であるとされている。

○組合活動と政治活動
元来、労働者の経済的地位の向上は、現在の社会においては政治問題と切り離して考えられず、またその社会的ないし政治的地位の向上と密接な関係を持つものであるから、労働者の経済的地位の向上に資するため、社会的ないし政治的主張を含めて、これを貫徹するために争議行為に訴えられたとしても、より正当な争議と言え(炭労の政策転換闘争の例が新しい)

しかし、政党(細胞)の名において行われる活動、組合の活動方針に反し、或いは組合の統制に服しない等、団結権と相容れない活動などは、正当な組合活動として認められない事例がほとんどである。(東京都労働局労政発表)

昭和37年度新規学校卒業者(中学) 求人・求職動向調査総括表(総計)

| 都 道 府 県 別 | 事 項 別 | 総 計 | | | | | | | | |
|-----------|-------|-----------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|----------|--------|
| | | 総 計 | | | 自 県 内 | | 他 県 | | 他県の通勤範囲内 | |
| | | 求 人 | 求 職 | 求 人 率 | 求 人 | 求 職 | 求 人 | 求 職 | 求 人 | 求 職 |
| (1) | 北海道 | 36,839 | 18,880 | 2.0 | 27,446 | 16,508 | 9,393 | 2,372 | 0 | 0 |
| (2) | 青森 | 23,260 | 7,828 | 3.0 | 3,151 | 2,275 | 20,109 | 5,553 | 0 | 0 |
| (3) | 岩手 | 25,984 | 9,017 | 2.9 | 4,887 | 3,365 | 21,048 | 5,652 | 59 | 0 |
| (4) | 宮城 | 22,349 | 10,459 | 2.2 | 3,749 | 3,823 | 19,590 | 6,636 | 10 | 0 |
| (5) | 秋田 | 25,418 | 8,548 | 3.0 | 3,098 | 1,908 | 22,320 | 6,640 | 0 | 0 |
| (6) | 山形 | 25,569 | 7,610 | 3.4 | 7,258 | 3,295 | 18,309 | 4,315 | 0 | 0 |
| (7) | 福島 | 33,227 | 15,209 | 2.2 | 7,382 | 5,133 | 25,595 | 9,968 | 250 | 108 |
| (8) | 茨城 | 20,320 | 12,945 | 1.6 | 7,746 | 6,538 | 12,152 | 6,199 | 422 | 208 |
| (9) | 栃木 | 27,495 | 13,869 | 2.0 | 15,256 | 8,900 | 11,999 | 4,909 | 240 | 60 |
| (10) | 群馬 | 26,418 | 13,394 | 2.0 | 16,853 | 10,028 | 9,045 | 2,992 | 1,020 | 374 |
| (11) | 埼玉 | 32,703 | 15,366 | 2.1 | 25,619 | 11,287 | 4,162 | 1,821 | 2,922 | 2,258 |
| (12) | 千葉 | 19,106 | 13,598 | 1.4 | 9,637 | 5,471 | 3,440 | 5,963 | 1,029 | 2,164 |
| (13) | 東京都 | 66,189 | 25,990 | 2.5 | 65,431 | 25,248 | 60 | 2 | 698 | 740 |
| (14) | 神奈川 | 28,996 | 15,487 | 1.9 | 26,826 | 14,833 | 250 | 75 | 1,920 | 579 |
| (15) | 新潟 | 43,626 | 16,884 | 2.6 | 16,898 | 8,108 | 27,228 | 8,736 | 0 | 0 |
| (16) | 富山 | 13,133 | 6,004 | 2.2 | 8,635 | 4,544 | 4,498 | 1,460 | 0 | 0 |
| (17) | 石川 | 10,875 | 5,550 | 2.0 | 7,113 | 4,579 | 3,762 | 971 | 0 | 0 |
| (18) | 福井 | 9,309 | 5,486 | 1.7 | 6,745 | 4,183 | 2,549 | 1,301 | 15 | 2 |
| (19) | 山梨 | 11,381 | 3,845 | 3.0 | 5,688 | 1,971 | 5,614 | 1,869 | 79 | 5 |
| (20) | 長野 | 35,738 | 12,833 | 2.8 | 19,911 | 4,183 | 15,837 | 8,065 | 40 | 0 |
| (21) | 岐阜 | 36,854 | 13,243 | 2.8 | 24,704 | 9,634 | 11,598 | 3,425 | 552 | 184 |
| (22) | 静岡 | 40,692 | 17,429 | 2.3 | 35,630 | 15,752 | 4,912 | 1,642 | 150 | 35 |
| (23) | 愛知 | 55,400 | 21,829 | 2.5 | 54,640 | 21,687 | 586 | 111 | 174 | 31 |
| (24) | 三重 | 19,136 | 10,910 | 1.8 | 10,727 | 7,943 | 8,307 | 2,872 | 102 | 95 |
| (25) | 滋賀 | 9,044 | 4,893 | 1.9 | 5,245 | 3,606 | 3,503 | 1,208 | 296 | 79 |
| (26) | 京都 | 19,193 | 9,719 | 2.1 | 15,479 | 8,038 | 1,142 | 486 | 2,572 | 1,195 |
| (27) | 大阪 | 43,147 | 20,834 | 2.1 | 42,706 | 20,789 | 97 | 0 | 344 | 45 |
| (28) | 兵庫 | 33,184 | 20,216 | 1.6 | 28,237 | 17,265 | 3,367 | 2,520 | 1,580 | 431 |
| (29) | 奈良 | 8,039 | 3,098 | 2.5 | 4,050 | 1,226 | 1,032 | 676 | 2,957 | 1,196 |
| (30) | 和歌山 | 6,985 | 5,461 | 1.3 | 2,466 | 2,980 | 4,006 | 2,233 | 513 | 248 |
| (31) | 鳥取 | 7,437 | 3,093 | 2.4 | 955 | 777 | 6,542 | 2,316 | 30 | 0 |
| (32) | 島根 | 15,083 | 7,094 | 2.2 | 2,321 | 1,409 | 12,762 | 5,685 | 0 | 0 |
| (33) | 岡山 | 15,703 | 8,360 | 1.9 | 9,711 | 5,316 | 5,970 | 3,012 | 22 | 32 |
| (34) | 広島 | 17,002 | 9,725 | 1.8 | 11,737 | 7,407 | 5,265 | 2,305 | 0 | 13 |
| (35) | 山口 | 13,669 | 6,434 | 2.1 | 3,405 | 3,156 | 10,259 | 3,278 | 5 | 0 |
| (36) | 徳島 | 15,630 | 7,912 | 2.0 | 4,497 | 2,493 | 11,133 | 5,419 | 0 | 0 |
| (37) | 香川 | 14,779 | 4,441 | 3.3 | 7,030 | 1,977 | 7,749 | 2,434 | 0 | 0 |
| (38) | 愛媛 | 23,009 | 11,171 | 2.3 | 5,614 | 4,511 | 17,485 | 6,660 | 0 | 0 |
| (39) | 高松 | 12,736 | 6,348 | 2.0 | 1,510 | 1,225 | 11,226 | 5,123 | 0 | 0 |
| (40) | 福岡 | 24,243 | 18,113 | 1.3 | 11,864 | 12,486 | 12,349 | 5,626 | 30 | 1 |
| (41) | 佐賀 | 13,567 | 5,278 | 2.6 | 1,600 | 1,527 | 11,409 | 3,471 | 558 | 280 |
| (42) | 長門 | 28,365 | 11,994 | 2.4 | 2,852 | 2,848 | 25,513 | 9,146 | 0 | 0 |
| (43) | 熊本 | 29,675 | 11,501 | 2.5 | 2,563 | 2,991 | 27,112 | 8,510 | 0 | 0 |
| (44) | 大分 | 17,661 | 5,436 | 3.3 | 2,237 | 1,340 | 15,424 | 4,096 | 0 | 0 |
| (45) | 宮崎 | 23,234 | 10,207 | 2.3 | 1,321 | 1,855 | 21,913 | 8,352 | 0 | 0 |
| (46) | 鹿児島 | 43,024 | 17,049 | 2.5 | 2,031 | 1,464 | 40,993 | 15,585 | 0 | 0 |
| | 沖縄 | 2,367 | | | | | 2,367 | | | |
| | 未定 | 8,946 | | | | | 8,946 | | | |
| | 未定 | 4,941 | | | | | 4,941 | | | |
| 合 計 | | 1,141,818 | 510,550 | 2.2 | 583,451 | 311,764 | 539,778 | 188,423 | 18,589 | 10,363 |

新発売 明電テレビ

力が強く寿命が長い
モーターの決定版!

明電モーター

閉鎖防滴型・全閉外扇型
密封ボールベアリング付

● 62年明電冷蔵庫
● 明電洗濯機
● 明電電気釜
● 明電クリナー
● 明電クーラー

● 明電家庭電気品

只今長期分割払で特売中
お問合せは組合又は東交へ

MEW 株式会社 明電舎

明電舎代理店
東交通商株式会社

京浜地区サービスセンター
東京都大田区入新井3-52 電話(761)1323

プロペラ印

旋盤用センター

高精度 高能率

回転センター
傘型回転センター
超硬付レースセンター

株式会社 秀幸社 業歴31年
大田区東蒲田4の11 電話(761)6193~5

神田 巖氏
大谷 壬紀雄氏 表彰さる
水谷 満安氏

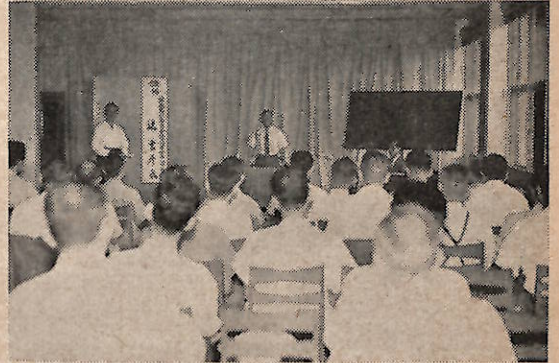
本組合常任理事神田巖氏(神田 瀧れ、敵前かつ盛大を極め、まことに意義深い表彰式であった。)

式後、第十四世将棋名人木村義雄氏の「勝負に勝つ要素」と題して、勝負からみた人生哲学を披露され、表彰式にふさわしい記念講演があつてのち、祝賀パーティーに移つた。

下請改正法説明会

既報のごとく、去る九月二十日、護のためになるよう改正された(木)午後一時より大田区民会館において、下請代金支払遅延防止法の改正法について、中政連大田支部主催にて開催された。

表彰式は東京都中小企業会館で行われたが、当日は中小企業庁長官、東京通産局長、東京都知事、全国中小企業団体中央会長、商工中金理事長など、関係官庁からの心からの祝詞があり、参列者等に



(上) 下請法改正説明会 (下) 囲碁大会



囲碁大会盛會に終る

既報の如く、去る九月二十日(土)午後一時より、美よしに於いて、恒例により蒲田同好クラブと主催で囲碁大会を開催した。同好の士、多数参加、文字通り黒白をつけるのに大熱戦、和やかなうちにも力戦相つき、午後六時終了、懇親会に入つた。

当日の入賞者左の通り。

- 一位 田辺氏(羽田スプリング)
- 二位 末木氏(三津浜興業)
- 三位 橋本氏(小島特殊機械)
- 四位 関屋氏(関屋窯器工業)
- 五位 大塚氏(三幸機械)
- (尚) 三位、四位、五位は同点につき、くじにて順位決定す)

努力賞(順不同)

- 古川氏(古川塗装)
- 佐藤氏(東京レントゲン)
- 石森氏(東電機)
- 深尾氏(深尾鉄工)
- 野口氏(羽田ハイフ)
- 鬼沢氏(羽田スプリング)
- 山形氏(同右)
- 長谷川氏(同右)
- 岩間氏(同右)
- 小田原氏(大田工運)
- 赤松氏
- 島氏(岡本工業)

「おれのせいじゃないよ」

「さよなら」

「君、いいネクタイしているじゃ、足されると、人間はいい気持ちになるもので、相手に関心を示したあ

「君、いいネクタイしているじゃ、足されると、人間はいい気持ちになるもので、相手に関心を示したあ

明るい職場 (7)

江木 武彦

「ほんとうだな、気持ちがいいね」 たたかい関心を示したということ、

「さよなら、いい天気だね」

「さよなら、いい天気だね」

「さよなら、いい天気だね」

アウルプロパンと重油

一般家庭用
業務用
増設工事請負
新設工事請負



アウルガソリン
アウル白灯油
アウル軽油
アウル機械油
その他全製品

亜細亜石油特約店

株式会社 朝日商会

横浜市鶴見区市場町1768 TEL (50) 1325・2526・2527



KYGNUS

日本漁網船具株式会社特約店

八洲石油株式会社

本社 東京都中央区銀座4ノ5
TEL (535) 2770・4008
川崎営業所 川崎市中瀬町3ノ1
TEL 3局 6623

待望の最新鋭

川崎製油所

愈々稼働

石油製品一般
プロパンガス

相談室



就業規則の上で、無届欠勤二週間以上にわたるときは解雇するといふ懲戒規定は各社の就業規則によくみられるものであるが、これは懲戒解雇の規定であるので、当然労基法第二〇条により、即時解雇の場合は三〇日分の予告手当を支払ふか、または予告除外認定を得なければならぬ。しかしながら、このような場合、「無届欠勤または事故欠勤(病氣等正当な事由ある場合以外の欠勤)二週間にわたるときは退職とみなす」といふような規定のしかたをすることは労基法の違反となるか。

約の自動終了事由を定めておいた場合に、その事由の発生したときなどは自動終了であるから解雇ではなく、したがって、労基法第二〇条の規定の適用は受けない。

「無届欠勤または事故欠勤二週間にわたるときは退職とみなす」という定めをすることは、解雇事由として定めるのはなく、契約の自動的終了事由として規定する意思であると思われるが、形式的には常年や休職期間の満了の場合と同じように解雇でないから、第二〇条の規定の適用はないものと二応は考えられる。しかし、置問のような無届欠勤や事故欠勤が二週間を過ぎたときなどは、通常ならばおきることがあると思われる。このような事実が起きた場合に理由の如何を問はず、ただちに契約を終了させるといふようなことは実際行われることがないと思われるし、企業経営の点からみても最良の方法ではないであろう。また、このような規定を定めても、現実には無届の事故の内容が正当なものと認められるか、否かについて使用

者が判定することになると思われる。そしてこのような場合には使用者の意思が介在するので、契約の自動的終了ではなく、解雇であり、そうすれば当然労基法第二〇条の適用があると解される。このような解釈をとらなければ、通常就業規則などについて定めている解雇事由は、そのほとんど全部を置問のように規定することによって、労基法第二〇条の適用をまぬかれることができるようになり、同条の予定している労働者保護の目的が達せられなくなってしまうので右記のように考えるべきかと思われる。

〔回答は東京都労働局〕
○中小企業新報(中小企業関係昭和三十八年度歳出概算要求事項その他)
○中小企業だより(新憲法体制融資を中心とする通産省の財投要求、中小労働対策労働白の明年年予算要求、メッキ業者に勧告する東京都の合理化改善事項その他)
○中小企業団体の組織に関する法律施行令および同法律施行規則
○商工組合定款例

○中小企業団体の組織に関する法律
○労働問題質疑集
○解雇に関する問題点
○下請取引最近の傾向と改正下請法のねらい
○昭和三十六年度下期を中心とした中小企業の労働情勢
○中小企業団体の組織に関する法律

ことばの泉



二枚目とは、申すまでもなく色男や美男のことを言います。この二枚目という言葉は、歌舞伎から出たもので、昔は、芝居員または休職期間の満了の場合には当然退職するといふように、契約

その二枚目に張り出される役者が一枚目と呼ばれるもので、二枚目と呼ばれるものは、この八枚看板の、最初の一番目二枚目とは美男子のことをいふように書出(かきだし)と書いて、うです。もうとも人気がある俳優、四枚目

には中軸(なかしく)という座頭は三枚目に張り出される役者のこと(さかし)に匹敵する実力者をと、これは半道敷(はんどうが)といつて、半道化で悪い方(わるい)に味方する役の場合が多いため、今では、おどけた人(おどけた)と見られることが多いので、二枚目といふようです。

「ボクは理想は二枚目ではない、三枚目でもない、言わば二枚目半といふところでしょうか……」など、新しい道を進もうとする二枚目氏が、考えをヒキ直していることがあります。しかし、元来の意味から言へば、一枚目半といふ存在はない筈ですが、いつからともなく、いわゆる二枚目タイプ

二枚目とは、申すまでもなく色男や美男のことを言います。この二枚目という言葉は、歌舞伎から出たもので、昔は、芝居員または休職期間の満了の場合には当然退職するといふように、契約

この二枚目という言葉は、歌舞伎から出たもので、昔は、芝居員または休職期間の満了の場合には当然退職するといふように、契約

二枚目



左記の図書が新しく参りましたのでお知らせします。組員皆さんの図書です。お氣

左記の図書が新しく参りましたのでお知らせします。組員皆さんの図書です。お氣

左記の図書が新しく参りましたのでお知らせします。組員皆さんの図書です。お氣

左記の図書が新しく参りましたのでお知らせします。組員皆さんの図書です。お氣

作業服・職場服

職場に合った作業服を選んで下さい

(771) 3945

御一報次第豊富な見本持参々上

倉レビニロン作業服
東洋紡績株式会社
倉敷紡績株式会社

蒲田工業協同組合指定

新井産業有限会社

東京(771) 3945 ・ 埼玉(0855) 2686

東京都天幕雨覆同業組合連合会
東京ゴム防水布商工業協同組合
シート・テント・雨具
ベネシヤンプラインド
製造販売
各種 機械カバー
ゴム帆布 作業前掛
製造販売
貸テントも御利用下さい

河原テント株式会社

東京都大田区東蒲田2ノ11
電話 蒲田(731) 3945・5911・9750

内外国
特許と商標の出願
懇切取扱

成島特許

新橋駅西口ステージ裏

山田ビル内

電話 (502) 0638, 0639

塗料一般・塗装機器・接着剤

タナベラッカー

岩田の エアコンプレッサー
スプレーガン

パッキン剤の最高峰

スリーボンド



株式会社 昭和塗料商会

東京都大田区東蒲田3-44番地
電話 東京(738)代表 1151~5番

石炭 コークス 卸小売
ウエス 布手袋

有限会社 降旗商店

東京都大田区西六郷1丁目38番地

電話 蒲田(731) 5733番

組合員だより



新加入組 会員紹介
 左記の方々が新しく加入されましたので御紹介申し上げます。
 記
 △東京レントゲ 株式会社 天田区東蒲田四ノ三九 佐藤貞雄氏
 レントゲン修理及び組立
 電話(七三二)二九〇二
 △有限会社西田鉄工所(大田区羽田二ノ三三) 西田正氏、鍛造業
 電話(七四一)〇八二五

電話増設
 △三津濱興業株式会社(大田区東蒲田二ノ一七代表者木津榮氏)では左の通りの電話を増設されましたのでお知らせします。
 既設 (七三二)二五四四
 増設 (七三二)一三二五
 神田殿氏渡欧米
 各国消防事情視察
 本組合常任理事神田殿氏(神田産業株式会社社長)は国際消防長協会総会(九月二十三日、カナダのトロントにて開催)のため、併せて欧米各国の消防事情を視察のため、去る八月三十一日羽田を出発された。帰国は十月五日午後六時四〇分羽田着。

業務報告

九月商業手形割引取扱高
 二一、六八三、九四一円
 九月共同購入業務取扱高
 一、一七二、一六二円
 九月三日 全国労働衛生週間説明会について通知
 九月四日 常任理事会

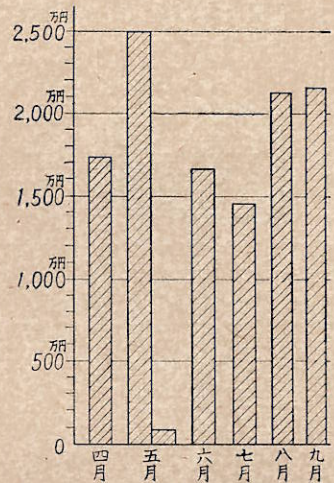
①中小企業団体全国大会参加について
 役員二、三名参加していただくことに決定。
 ②新加入申込組合員承認について
 杉谷金属工業株式会社、近藤精密製作所の二社の加入を承認可決
 ③組合行事について
 イ、麻雀大会は九月十五日(土)午後一時より美よしで会費一、〇〇〇円で実施する事に決定。
 ロ、囲碁、将棋大会は九月二十二日(土)午後一時より美よしで会費一、〇〇〇円で実施することに決定。
 ハ、組合員旅行懇親会は十月十九日又は二十日に、箱根強羅で開催することに決定。旅館につ

いては事務局で立案のこと。
 ④中金増資割当てについて
 商手中金より増資五〇万円を申請してきたので諮ったところ、これを引受けることに決定。払込については資金繰を見な上で、不足の場合は本組合出資金増額等を考慮することに決定。
 九月四日 理事会
 ①中小企業全国大会参加について
 役員二、三名参加していただくことに決定。
 ②新加入申込組合員承認について
 杉谷金属工業株式会社、近藤精密製作所の二社の加入を承認可決
 ③組合行事について
 イ、麻雀大会は九月十五日(土)午後一時より美よしで会費一、〇〇〇円で実施する事に決定。
 ロ、囲碁、将棋大会は九月二十二日(土)午後一時より美よしで会費一、〇〇〇円で実施することに決定。
 ハ、組合員旅行懇親会は十月十九日又は二十日に、箱根強羅で開催することに決定。旅館につ

り、一応この件について組合員の意向をきくため、アンケートをとることに決定した。
 九月六日 労務対策セミナー
 九月七日 労務対策セミナー
 九月八日 労務対策セミナー
 九月十三日 下請代金支払遅延防止法改正説明会開催について通知
 九月十五日 麻雀大会
 九月二十日 下請代金遅延防止法改正説明会(協賛)
 九月二十二日 囲碁大会
 ⑤組合員工場設備近代化資金について
 設備近代化資金について、無償利用等を考慮してはとの提案がある



昭和三十七年度共同購入取扱高



昭和三十七年度商手割引取扱高

東京都公認
各種ウエス製造
 = 蒲田工業協同組合指定品 =
 多少に不拘御用命下さい
渡 貢 商 店
 東京都渋谷区本町2の26
 電話 (361) 6551

刺烹 美し
 仲蒲田二ノ二〇(京浜線踏切前)
 電話蒲田(731)三三四〇
 (七三三)四〇

御集會に
 お祝いに
 御要に
 ぜび鳥七の
 幕の内弁当折詰の御利用を

鳥 七

| | | | | | |
|-----|-------|------|------|------|------|
| 営業所 | (731) | コ920 | コ998 | コ901 | オ063 |
| 営目 | (738) | コ920 | コ998 | コ901 | |
| | (738) | | | | |

フランス料理
ゲリル双葉
 東京都大田区本蒲田2~16
 電話 蒲田 (731) 2451

学校新聞 組合協会会報
 校友会雑誌
 卒業記念アルバム
 (新聞印刷の手引郵呈)
株式会社 栄輝堂印刷所
 東京都中央区新富町2の9
 電話 築地 (65) 1501・1502・2283

労働安全保護具
 今日も安全
 笑って職場に
 安全保護具を御使用下さい
株式会社 佐藤製作所
 本社 品川区大井海岸町2587
 電話 (761) 0825・6375
 営業所 川崎市戸平町2-74
 電話 (3) 3136